

大学運営基金に関する報告書の内容と会計処理（素案）

I. 会計基準及び注解報告書（素案）

第●● 大学運営基金の会計処理

1 運営方針会議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金（国立大学法人法施行規則第9条の4各号に規定する要件に該当するものに限る。以下「第●● 大学運営基金の会計処理」において同じ。）を国立大学法人法第34条の3第2項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に繰り入れる。（注●●）

2 準用通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金を取り崩して補填するものとする。

3 大学運営基金について、取り崩して業務に充当することにより費用が発生したときにはその同額を、固定資産を取得したときにはその取得に要した額を、大学運営基金から取り崩して大学運営基金取崩額に振り替えなければならない。

4 大学運営基金の科目により資本剰余金に繰り入れること、及び大学運営基金からの取り崩しにより大学運営基金取崩額へ振り替えることの決定は、役員会での決議、運営方針会議への報告その他の適切な手続を定めた上で、当該手続を経て行うものとする。

<注●●>大学運営基金の会計処理について

1 業務上の余裕金を財源とする資金運用を行う場合、当該運用の資金は国立大学法人等の財産的基礎を構成するものと考えられることから、大学運営基金として資本剰余金に計上する。ただし、このような会計処理は純資産の増減を国立大学法人の判断により行うことになるため、以下の2つの条件を満たす国立大学法人に限定することとし、当該国立大学法人が大学運営基金の繰り入れ、取り崩しを行うにあたり役員会での決議、運営方針会議への報告などの適切な手続を定め、当該手続を経て行うものとする。

(1)国立大学法人法第34条の3第1項に規定する方法により資金を運用することについて文部科学大臣から認定（国立大学法人法第34条の3における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準（平成29年3月31日文部科学大臣決定）第3又は第4の認定に限る。）を受けていること又は同法第34条の4第1項若しくは第34条の9第1項の指定を受けていること

(2)国立大学法人法第21条の3に規定する運営方針会議を設置していること

2 大学運営基金を原資として運用を行うにあたっては、当該運用により発生した評価差額について、大学運営基金として資本剰余金に計上する。

Ⅱ. 具体的な会計処理（素案）

0. 大学運営基金の会計処理の全体像

Q0—1 大学運営基金の会計処理の全体像はどのようになっているのか。

A

大学運営基金は、国立大学法人が寄附金や特許料収入等の自己収入を、中期目標期間を超えて長期にわたって運用し、その運用益により教育研究を充実させることを目的として造成する。

大学運営基金は、原則として元本そのものを費消するわけではないこと、また、長期的安定的な分散投資を行うことから、大学の財産的基礎（純資産である資本剰余金）として整理することとし、純資産の部の資本剰余金として大学運営基金という勘定科目を設けることとしている。

国立大学法人は、国立大学法人法第34条の3第2項によるリスク資産による資金運用が可能な業務上の余裕金である寄附金、動産・不動産収入、研究成果の普及展開業務の対価、出資の配当金、運用利子・配当のうち、運用する資金の元本に充てると大学が意思決定したものは大学運営基金として整理することとしている（それ以外の場合には、これまで同様の処理とする。）。

なお、リスク資産による資金運用ができない運営費交付金等が繰入財源となっていないことを明確にするため、全ての損益計算の結果である当期総利益をもとに繰り入れるのではなく、当期の収益から繰り入れることとする。

また一般に、収益に計上して利益となった部分については積立金として計上されるところ、収益から大学運営基金へ繰り入れることによって、これまでと比較して積立金の額が相対的に少なくなるため、大学運営基金についても繰越欠損金を補填する処理を求めることとしている。

大学運営基金の運用状況や取崩状況を詳細に開示するため、新たに附属明細書の作成などを求めることとする。

大学運営基金という勘定科目を設けることができる国立大学法人については、法人において純資産の額の増減を意思決定することになるため、資金運用や法人運営について文部科学大臣が確認した国立大学法人に限定することとする。具体的には、以下の2点の認定や承認をもって文部科学大臣が確認したこととする。なお、当該国立大学法人内部における繰り入れや取崩しは、役員会での決議、運営方針会議への報告などの適切な手続を定め、当該手続を経て行うものとする。

- ・ 国立大学法人法第34条の3第1項の規定により、リスク資産による資金運用を実施することについて文部科学大臣から認定（「国立大学法人法第三十四条の三における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準」（平成29年3月31日文部科学大臣決定）第3又は第4二の認定をいう。）を受けている国立大学法人※1

- ・ 国立大学法人の運営方針を決定し、学長の業務執行を監督する合議体を設置することについて文部科学大臣から承認を受けている国立大学法人※2

(※1) リスク資産による資金運用を当該認定なしに実施できる指定国立大学法人、指定国立大学として、文部科学大臣から指定されたものを含む。

(※2) 合議体を設置することが承認を受けずに必置となるような、国立大学法人法施行令に規定された国立大学法人を含む。

大学運営基金の繰入や運用、取崩等までの主な仕訳例を示すと以下のとおりである。

●×1年度：収入の発生、大学運営基金への繰入

- ① 特許料収入（大学運営基金に繰入可能）1,000が発生した。

（借）現金及び預金 1,000 （貸）特許料収益 1,000

- ② ①について、全額を大学運営基金へ繰り入れることを決定した。

（借）大学運営基金繰入額 1,000 （貸）大学運営基金 1,000

※×1年度の損益計算書の当期総利益は0（収益1,000－大学運営基金繰入額1,000）。貸借対照表の大学運営基金は1,000（当期繰入1,000）。

●×2年度：大学運営基金の運用、運用資産の時価評価

- ③ 大学運営基金（期首残高1,000）を有価証券（その他有価証券）で運用し、受取利息10が発生した。

※有価証券購入の処理

（借）投資有価証券 1,000 （貸）現金及び預金 1,000

※利息の受取

（借）現金及び預金 10 （貸）受取利息 10

- ④ ③のうち3は本年度の教員人件費に充当された。

（借）教員人件費 3 （貸）現金及び預金 3

- ⑤ 本年度は大学運営基金に5繰り入れることを決定した。

（借）大学運営基金繰入額 5 （貸）大学運営基金 5

- ⑥ ×2年度末の大学運営基金で運用する有価証券（取得価額1,000）の時価は1,050であった。

（借）投資有価証券 50 （貸）大学運営基金 50

※×2年度の損益計算書の当期総利益は2（収益10－費用3－大学運営基金繰入額5）。貸借対照表の大学運営基金は1,055（期首残高1,000＋当期繰入5＋評価差額50）。

●×3年度：大学運営基金の取崩

- ⑦ ⑥で行った評価の洗替を行う。

（借）大学運営基金 50 （貸）投資有価証券 50

⑧ 大学運営基金を運用し、受取利息 10 が発生した。

(借) 現金及び預金 10 (貸) 受取利息 10

⑨ 大学運営基金を 200 取り崩すことを決定し、建物 (取得価額 300) を取得した。

※大学運営基金の取崩

(借) 大学運営基金 200 (貸) 大学運営基金取崩額 200

※建物の取得

(借) 建物 300 (貸) 現金及び預金 300

⑩ ×3年度は大学運営基金への繰入を行わなかった。

仕訳なし

※×3年度の損益計算書の当期総利益は 210 (収益 10+大学運営基金取崩額 200)。貸借対照表の大学運営基金は 805 (期首残高 1,055-評価洗替 50-取崩 200)。

1. 大学運営基金の繰入財源関係

Q 1-1 大学運営基金への繰り入れ対象の財源はどのようなものがあるか。

A

大学運営基金へ繰り入れることができる財源は、国立大学法人法施行規則第9条の4に記載されているものである。具体的には次の5つと、これらを運用することにより生じた利子その他の運用利益金である。

- 一 運用を目的とする寄附金又はこれに準ずる寄附金を原資とする部分であること。
- 二 国立大学法人等の所有に属する動産又は不動産の使用又は収益 (寄附を受けた動産又は不動産にあっては、使用、収益又は処分) により得られる金銭を原資とする部分であること。
- 三 当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第五号又は第二十九条第一項第四号に掲げる業務の対価として取得した金銭を原資とする部分であること。
- 四 当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第六号から第九号まで、第二十九条第一項第五号から第八号まで又は第三十四条の五第一項 (法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。) に規定する出資に対する配当金を原資とする部分であること。
- 五 準用通則法第四十七条に規定する運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であること。

Q 1-2 「運用を目的とする寄附金又はこれに準ずる寄附金」(国立大学法人法施行規則第9条の4第1号) とはどのような寄附金か。

A

国立大学法人等が資金運用することを目的として受領した寄附金や、資金運用することについて寄附者の承諾が得られている寄附金、寄附者が特段用途を定めておらず国立大学法人等がその用途を資金運用することと特定した寄附金等が対象となる。なお、大学運営基金に繰り入れる場合は、長期にわたって大学の基盤を支えるための資金運用の対象とすること、損失発生時の処理に関する事等、大学運営基金の管理上必要な事項について寄

附者の意向に十分配慮すべきことに留意する必要がある。

Q 1 - 3 「法第二十二条第一項第五号又は第二十九条第一項第四号に掲げる業務の対価として取得した金銭」（国立大学法人法施行規則第9条の4第3号）には、民間企業との共同研究等で得られる間接経費は含まれるか。

A

国立大学法人法第22条第1項第5号には「国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進する業務」が掲げられており、当該業務の対価として取得した金銭としては、例えば特許料収入等が該当すると考えられる。

民間企業との共同研究等の間接経費も同号の業務の対価として取得した金銭であると考えられるが、研究の相手方との契約において間接経費の使途や使用期限が定められている場合があることから、大学運営基金に繰り入れて資金運用の財源とすることの適切性については個別に検討することが必要である。

2. 大学運営基金の繰入時の処理

Q 2 - 1 大学運営基金の繰入はどのように会計処理するのか。

A

大学運営基金に資金を繰り入れる基本的な処理は以下のとおりである。なお、ある年度に生じた特許料収入等は当該年度に利益処分を経ていることから、その収入を次年度以降に大学運営基金に繰り入れることはできない。

（大学運営基金に繰り入れることができる収入が発生し、大学運営基金に組入れる場合）

（借）現金及び預金 （貸）〇〇収益

（借）大学運営基金繰入額 （貸）大学運営基金

（大学運営基金に繰り入れることができる収入が発生したが、大学運営基金に組入れない場合）

（借）現金及び預金 （貸）寄附金債務 又は雑収入 等

なお、資金ベースでは確実に収入があることから大学運営基金への繰入を行った場合でも、過去の固定資産取得等により多額の減価償却費が計上された場合などは、当期純損失が計上されることも想定される。なお、当期純損失が生じた年度に基金を繰り入れている場合は、財務諸表利用者の誤解を招かないようにするため、当期純損失が計上されているが大学運営基金への繰入を行っている旨とその理由を注記する。

（注記例）

「本年度は当期純損失が〇〇百万円計上されているが、大学運営基金〇〇百万円を繰り入れている。本年度の当期純損失は非現金支出費用である減価償却費〇〇百万円、〇〇費

〇〇百万円が計上されていることや、・・・によるものであり、〇〇百万円の大学運営基金への繰入は〇〇収入〇〇百万円等を財源とするものであること、・・・であることから、大学運営基金への繰入によって支払能力等に影響を及ぼすものではない。」

Q 2 - 2 どのような寄附金が大学運営基金に繰り入れられるのか。

A

基準第76に従い、寄附金は寄附者が使途を特定した場合は寄附金債務として負債に計上する。寄附者が、ある使途を特定しつつも長期的な資金運用の元本に充当することも認めた場合、寄附金債務で計上するか長期的な資金運用を目的としている大学運営基金へ繰り入れるかの判断については、大学運営基金の目的をふまえ、寄附者が特定した使途の内容によって判断すべきと考えられる。

例えば資金運用を認めつつも寄附金自体を奨学事業に活用してほしいという使途の特定であれば、寄附金自体を取り崩して事業費に充てることが求められることから、大学運営基金の定義に当てはまらず寄附金債務として計上すべきである。一方、寄附金自体を運用して奨学事業に活用してほしいという使途の特定であれば、使途の特定はあるものの寄附金収益に計上して大学運営基金へ繰り入れることが適当と考えられる。

国立大学法人等においては、大学運営基金に寄附金を繰り入れる場合、長期にわたって大学の基盤を支えるための資金運用の対象とすること等について、寄附者の意向に十分配慮して受領・管理する必要があるとともに、どのような寄附金を大学運営基金へ繰り入れるのかについて、予め内規等で明確にしておく必要がある。また、大学運営基金に繰り入れた寄附金は、寄附目的ごと等に区分して残高等を把握できるようにするなど、これまでと同様の資金管理を行う必要がある。

Q 2 - 3 大学運営基金の制度を導入する以前に受け入れた寄附金で、寄附金債務として計上されているものは制度導入後に大学運営基金へ繰り入れることはできるか。

A

大学運営基金の制度を導入する以前に受け入れた寄附金で、寄附金債務として計上されているものを大学運営基金に繰り入れる場合、長期にわたって大学の基盤を支えるための資金運用の対象とすること、損失発生時の処理に関すること等、大学運営基金の管理上必要な事項について寄附者の意向に十分配慮すべきことに留意する必要がある。

Q 2 - 4 基準●の「資金運用を管理する委員会」とはどのようなもので、何を決定するのか。

A

基準●の資金運用を管理する委員会とは、「国立大学法人法第三十四条の三における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準」に定める資金運用管理委員会を指

す。同委員会の構成員には、金融商品の知識を有する学外委員を2名以上含むなどの要件がある。大学運営基金は、国立大学法人法第34条の3第2項による方法で資金運用を行うこととなるため、同委員会において決定された中長期的な資金運用の方針等に基づいて運用されることになる。

Q2-5 繰入額や取崩額的意思決定は決算日までに行う必要があるか。

A

繰入額や取崩額の決定は、例えば役員会における決議など、各国立大学法人において定められた適切な手続を経たうえで行うものとなる。具体的な方法は、各国立大学法人に委ねられるが、例えば全学の方針として年度当初に「特許料収入の50%を大学運営基金に繰り入れる」など包括的な意思決定を行う事も考えられる。

大学運営基金の繰入に関する意思決定の時期については、当該年度の決算処理への影響を考慮し、適切な時期を定める必要があると考えられる。

Q2-6 有価証券等の現物寄附を受領した場合に大学運営基金への繰入は可能か。

A

国立大学法人等は、準用通則法第47条において規定する業務上の余裕金の運用、及び国立大学法人法第34条の3第2項に規定する業務上の余裕金の運用の方法として、株式の取得は認められていない。ただし、寄附により株式を取得することは可能であるものの、特段の事情なく株式を保有し続けることは、業務上の余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切ではないことから、換金可能な状態になり次第、速やかに売却することが求められる。ここで特段の事情とは、寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど、株式を保有することが寄附目的である場合などが挙げられる。

したがって、寄附受けした株式を資金運用目的の大学運営基金に繰り入れることは、株式の自家運用が業務上の余裕金の運用方法として認められていないこととの整合が取れないため、これを資金運用目的である大学運営基金に直接繰り入れることはできない。

3. 大学運営基金取崩時の処理

Q3-1 大学運営基金を取り崩して償却資産を取得した場合、基準第78の特定償却資産の特定は受けられるのか。また大学運営基金を取り崩して、非償却資産を取得した場合や借入金の返済に充てた場合はどのように処理するのか。

A

大学運営基金をやむを得ず取り崩した場合、繰り入れていた資金は資金運用目的から外れることから、当該取り崩した資金を償却資産や非償却資産の取得に充てた場合は、取り崩した額を大学運営基金取崩額として処理する。

また、大学運営基金は寄附金等の自己収入を財源とすることから、大学運営基金を取り崩して基準第78の特定の償却資産を取得することは予定されていない。

(大学運営基金 100 を取崩して、建物 100 を取得した場合)

(借) 大学運営基金 100 (貸) 大学運営基金取崩額 100

(借) 建物 100 (貸) 現金及び預金 100

なお、借入金の返済を目的とした大学運営基金への繰入は、大学運営基金が原則として元本そのものを費消するわけではないこと、また、長期的安定的な分散投資を行うことから、大学の財産的基礎（純資産である資本剰余金）として整理されているという趣旨に鑑みると、返済時期という特定の時期において取り崩されることが確実であることから、認められない。ただし、借入金の償還財源は国立大学法人等債償還引当特定資産として処理することが想定されるところ、当該国立大学法人等債償還引当特定資産を当該借入金の償還期限までの間において資金運用することは制度上可能である。

Q3-2 大学運営基金を財源に産業競争力強化法第21条の規定に基づき出資事業を行い、有価証券を取得した場合の会計処理はどうするのか。

A

国立大学法人等が大学運営基金をやむを得ず取り崩して、産業競争力強化法第21条で規定する出資を行う場合、国立大学法人法において、出資と業務上の余裕金の運用とは全く別のものであることから、資金運用目的ではなくなったものとして、大学運営基金を取り崩して大学運営基金取崩額として処理する。

4. 大学運営基金運用時の処理

Q4-1 大学運営基金を財源として有価証券を取得する場合、または取得した有価証券を売却する場合等の会計処理はどうなるのか。

A

大学運営基金は、国立大学法人が寄附金や特許料収入等の自己収入を中長期にわたって運用し、その運用益により教育研究を充実させることを目的としている。運用による当年度の利子配当や売却損益等は、原則通り確定損益として計上し、当年度の教育研究活動に充当するか大学運営基金に繰り入れるかの判断を行い、その結果を損益計算書に反映すべきである。

一方、運用によって生じる未実現損益（有価証券の評価損益等）についても、運用の結果として通常の有価証券の処理に照らして損益に反映すべきとも考えられる。

しかし、大学運営基金は中長期にわたって運用することを目的としており、評価損が生じたとしても運用方針上の必要性から直ちに売買・換金を行う事には制約を伴う要素もあ

る。また、特に大学運営基金をその他有価証券で運用する場合、それから生じる評価差額は通常、その他有価証券評価差額金として処理されるため、純資産の部の大学運営基金の金額とその他有価証券評価差額金の金額を合算しないと、大学運営基金の実質的な評価額が表示されないこととなる。

したがって、これらの未実現損益を含む大学運営基金の実質的価値を資本剰余金の大学運営基金の勘定科目で表示するため、大学運営基金の見合いの有価証券等については、基準に定める原則的な評価を行ったうえで、その結果生じる評価差額等の未実現損益や満期保有目的の債券に係る償却利息については、大学運営基金の増減で処理する（注解●●参照）。なお、資本剰余金の定義では「資本剰余金は国立大学法人等の会計上の財産的基礎であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。」（基準第19）とされており、未実現損益は大学運営基金の評価替資本に相当すると考えられる。

有価証券の取得・売却、期末評価等の具体的な会計処理は以下のとおりである。

【運用による実現益が生じた場合】

実現した利益である利子配当・売却益については、国立大学法人法施行規則第9条の4に定めるリスク資産での資金運用が可能であり、実現した年度の教育研究活動に用いるか、中長期的な運用の元本として大学運営基金に繰り入れるかどうかの判断が再度必要である。

例：大学運営基金で運用する有価証券から利息10が発生した場合

（借）現金及び預金 10 （貸）有価証券利息 10

例：その後、当該収益を大学運営基金に繰り入れる場合

（借）大学運営基金繰入額 10 （貸）大学運営基金 10

（繰り入れる意思決定をしなかった場合は、仕訳なし。）

【運用による実現損が生じた場合】

損失が実現した場合、有価証券売却損を計上するだけでなく、過大となる大学運営基金残高の調整が必要である。損失の実現によって対応する資産が無くなり、中長期的な資金運用の対象から外さざるを得ない大学運営基金の額が生じるためである。

例：大学運営基金として運用している有価証券（簿価100）を80で売却した場合

●大学運営基金内の現金で有価証券購入時

（借）有価証券 100 （貸）現金及び預金 100

●有価証券売却時

（借）現金及び預金 80 （貸）有価証券 100

（借）有価証券売却損 20

この時点で資産（現金及び預金）が80に対して大学運営基金が100ある。大学運営基

金のうち差額の 20 は、それに対応する資産がなく、中長期的な資金運用の対象から外さざるを得ないため、下記のように取り崩す。

●大学運営基金残高の調整

(借) 大学運営基金 20 (貸) 大学運営基金取崩額 20

【運用中に未実現損益が生じた場合】

未実現損益（有価証券評価損益や評価差額、満期保有目的の債券に係る償却利息等）が生じた場合、有価証券の保有目的区分によって会計処理が異なる。すなわち売買目的有価証券であれば評価差額は当期の損益として処理され、その他有価証券であれば評価差額を純資産の部に計上して翌期に洗替処理を行う。

仮に大学運営基金を売買目的有価証券で運用し、ある年度で評価損が計上され、有価証券（資産）を切り下げるとともに、資本剰余金の大学運営基金も取り崩した場合、次の年度で評価額が上がったとしても、評価益は未実現であり国立大学法人法施行規則第9条の4に定める業務上の余裕金の定義に該当しないため、評価益で資本剰余金の大学運営基金を増やすことができず、資本剰余金に計上されている大学運営基金の貸借対照表価額がその実質的価値を示さないこととなる。また、大学運営基金を財源にその他有価証券を保有した場合、時価の変動によって、その他有価証券評価差額金（純資産）が増減することとなり、大学運営基金の貸借対照表価額は評価損益を含んだ実質的価値を示さないこととなる。

したがって、資本剰余金に計上されている大学運営基金の貸借対照表価額が、その実質的価値を表すよう、未実現損益については、大学運営基金を直接増減させることが適当と考えられる。

なお、貸借対照表上はこれまでの繰入額と未実現損益の額を区分せず、大学運営基金として表示するが、実務上は大学運営基金評価差額等（未実現）などの小科目で未実現損益に相当する額を別に管理することが適当と考えられる。

例：大学運営基金として運用している有価証券（簿価 100）の期末時価が 95 の場合（評価損 5）

(借) 大学運営基金評価差額等（未実現） 5 (貸) 有価証券 5

例：大学運営基金として運用している有価証券（簿価 100）の期末時価が 105 の場合（評価益 5）

(借) 有価証券 5 (貸) 大学運営基金評価差額等（未実現） 5

5. 大学運営基金による損失処理時の処理

Q 5 - 1 損失処理時に大学運営基金を取り崩す場合はどのような処理になるのか。また

損失処理において、積立金と大学運営基金のいずれを先に充てるべきか。

A

当期総損失が生じた場合、通常は積立金（準用通則法第44条第1項積立金、同条第3項積立金及び前中期目標期間繰越積立金）を使用して損失を処理する（Q67-1参照）。それでもなお損失が埋まらない場合は、大学運営基金を取り崩して処理する。

（借）大学運営基金 （貸）当期未処理損失
（損失の処理に関する書類で処理状況を開示する。）

なお、欠損填補のための資本性の財源の取崩充当は、資本取引・損益取引区分の原則の違反には当たらないと整理されている。利益剰余金がマイナスということは資本の一部が欠損している状態であり、それを事実として認識することは資本と利益の混同には当たらないと考えられるためである。

6. 大学運営基金に関する表示・附属明細書

Q6-1 大学運営基金に関する附属明細書はどのように作成するのか。

A

標準的な様式は次のとおりである。残高の増減明細に加え、当期増加額の財源別内訳、当期減少額の内訳及び当期末残高の内訳を開示する。

①大学運営基金の明細

名称	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	評価 差額等	その他	期末 残高
	100	30	—	2	—	132

②当期増加額の内訳（大学運営基金へ繰り入れた収入等）

区分	金額
寄附金	15
施設貸付料	10
特許料	3
受取利息	2
・・・	
計	30

③当期減少額の内訳

区分	金額
有価証券の売却損相当額	
・・・	
計	

④当期末残高の内訳

区分	金額
有価証券	70
金銭の信託	60
現金及び預金	2
・・・	
計	132

Q6-2 大学運営基金で保有している有価証券について附属明細書「有価証券の明細」はどのように記載するのか。

A

附属明細書の有価証券の明細に評価の欄を追加で設け、他の有価証券と同様の情報を開示することとする。標準的な様式は次のとおりであり、下線部が通常の有価証券の明細と相違する部分である。

(5) 有価証券の明細

(5)-1 流動資産として計上された有価証券

(単位：千円)

売買目的 有価証券	銘柄	取得総額	時 価	貸借対照 表計上額	当期損益に含 まれた評価損益	大学運営基金に含 まれた評価損益	摘 要
	計						
満期保有 目的債券	種類及び 銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照 表計上額	当期損益に含 まれた評価差額	大学運営基金に含 まれた評価差額	摘 要
	計						
(控除)引当特定資産 に含まれている額							
貸借対照表 計上額							

(5)-2 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有 目的債券	種類及び 銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期損益に含 まれた評価差 額	大学運営基金 に含まれた評 価差額	摘 要	
計								
その他 有価証券	種類及び 銘柄	取得価額	時 価	貸借対照表 計上額	当期損益に含 まれた評価差 額	その他有価証 券評価差額	大学運 営基金 に含 まれた評 価差額	摘要
計								

(控除)引当特定資産 に含まれている額						
貸借対照表 計上額						

(記載上の注意)

- ① 基準第30に定める有価証券で貸借対照表に計上されているものについて記載すること。
- ② 流動資産に計上した有価証券と投資その他の資産に計上した有価証券を区分し、売買目的有価証券、満期保有目的債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載すること。
- ③ 為替差損益については、当期費用に含まれた評価差額の欄に括弧書で記載すること。
- ④ その他有価証券の「当期費用に含まれた評価差額」の欄には、基準第30第3項により評価減を行った場合の評価差額を記載すること。

(中略)

- ⑨ 国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券の場合、その旨を摘要欄に記載すること。
- ⑩ 「大学運営基金に含まれた評価差額」及び「大学運営基金に含まれた評価損益」の欄には、大学運営基金を増減させている有価証券に係る評価損益等を記載すること。

7. 大学運営基金に係る資本剰余金を減額したコスト等の注記

Q7-1 大学運営基金の繰入や取崩が生じた場合、資本剰余金を減額したコスト等の注記はどのように作成するのか。また国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記はどのように作成するのか。

A

当該注記は、国立大学法人等におけるフルコストを開示しつつ、企業会計ベースの当期利益を明らかにする注記である。したがって、大学運営基金を直接増減させた有価証券の評価差額等のうち原則的な処理において損益処理されるものについては、施設費収益相当額の下「その他」の欄で調整する。

一方、国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記について、大学運営基金繰入額は国立大学法人等の業務運営に関して発生したコストではないことから、当該注記上のコストから除外するとともに、大学運営基金取崩額は国立大学法人等の業務運営に関して当年度に生じた自己収入ではないことから、「(控除)自己収入」の範囲に含めない。

また、機会費用を計算するに当たり、資本剰余金に計上されている大学運営基金は、その財源が一部の自己収入に限定されていることに鑑みて、政府出資等に含めない。

国立大学法人法第三十四条の三における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準等 概要

【自家運用】(第1～第3) ※2

	第1	第2	第3
対象の 金融商品	<ul style="list-style-type: none"> 貯金、外貨預金(決済用) 資産流動化法に規定する特定社債券 無担保社債券(仕組債を除く) コマーシャルペーパー <p style="text-align: right;">【投資適格債のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外貨預金(為替差益目的など、決済用以外) (外国)投資信託の受益証券 <p style="text-align: center;">【第2までの商品を対象とするもののみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資証券/新投資口予約権証券/投資法人債券/外国投資証券 <p style="text-align: center;">【投資適格債のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨建ての有価証券(金融商品取引法第1号から第5号、第12号、第15号) <p style="text-align: right;">【投資適格債のみ】</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投資証券/新投資口予約権証券/投資法人債券/外国投資証券 【第2以外】 外貨建ての有価証券(金融商品取引法第1号から第5号、第12号、第15号) <p style="text-align: center;">【第2以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> (外国)投資信託の受益証券【第2以外】 資産流動化法に規定する特定社債券 無担保社債券 コマーシャルペーパー 【第1以外】 <p style="text-align: right;">など</p>
大学の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○資金運用管理規程(※1)の策定 ○資金運用管理委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ設置(既存の会議体での代替可) ・複数の委員から構成 ・半期に1回以上開催 ○資金運用を担当する役員及び複数名の職員を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○資金運用管理規程(※1)の策定 ○資金運用管理委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・必置 ・四半期に1回以上開催 ・5人以上の委員(2人以上が学外委員、「業務として2年以上の資金運用の実務経験者」と「同窓会会員か寄附者」がそれぞれ1人以上) ○資金運用を担当する役員及び複数名の職員(うち、1人以上は常勤職員)を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記と同様かそれ以上の体制(第3の運用が可能な体制)
資金運用認定委員会(国)の確認	実施しない		実施する (第3の運用に必要な体制が備わっているかを確認する)

【委託運用】(金銭信託) (第4) ※2

	一	二
ポートフォリオ内 アセット別リスク	投資対象が全て <ul style="list-style-type: none"> ・元本割れない安全資産 及び ・自家運用の第1・第2(上掲)の対象の金融商品 	投資対象の中に <ul style="list-style-type: none"> ・自家運用の第3(上掲)の対象の金融商品 又は ・自家運用の対象外の金融商品(株式等) <p style="text-align: right;">が含まれる。</p>
大学の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○資金運用管理規程(※1)の策定 ○資金運用管理委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・必置 ・四半期に1回以上開催 ・5人以上の委員(2人以上が学外委員、「業務として2年以上の資金運用の実務経験者」と「同窓会会員か寄附者」がそれぞれ1人以上) ○資金運用を担当する役員及び複数名の職員を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記と同様かそれ以上の体制(第3の運用が可能な体制)
資金運用認定委員会(国)の確認	実施しない	実施する (リスク・リターンバランスや運用の手法等を定めている運用ガイドライン案等を確認し、大学が委託運用を適切に行う知識・経験を有しているか等を確認する)